

2024年

3月

職場内で掲示・回覧をお願いします

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

令和6年度(4月納付分～)の
協会けんぽ健康保険料率に変更となります

令和6年2月(3月納付分)まで

9.82%

介護保険料率 1.82%



令和6年3月(4月納付分)から

9.68%

介護保険料率 1.60%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
 ※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。

インセンティブ制度における令和4年度の成績をお知らせします!

協会けんぽのインセンティブ制度とは、「5つの指標」に基づき、全支部をランキング付けし、上位15支部へ得点数(偏差値)に応じたインセンティブを付与することで翌々年度の健康保険料率を引き下げる制度です。このたび、鳥取支部の令和4年度の順位が確定しましたのでお知らせします。

※令和4年度実績値および令和3年度実績値から伸び率等より総合的に評価し順位の判定を行っています。

総合順位

鳥取支部は31位でインセンティブ付与の対象とはなりませんでした。

令和3年度

13位

令和4年度

31位 / 47支部中

5つの指標ごとの順位と
皆さまへのお願い

保険料率の引き下げのため、次の★印の取組みにご協力をお願いします。

③ 特定保健指導対象者の減少率

令和3年度

18位

令和4年度

32位



★特定保健指導は保健師などの指示に従い、最後まで中断することなく続けてください。

① 特定健診等の実施率

令和3年度

15位

令和4年度

34位



★協会けんぽの健診をご利用ください。
 ★事業所の皆さまは、定期健診結果データの提供をお願いします。

④ 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率

令和3年度

8位

令和4年度

35位



★事業所の皆さまは、治療が必要と判定を受けた従業員の方には、必ず医療機関を受診するようお声がけください。

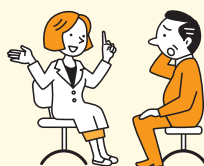
② 特定保健指導の実施率

令和3年度

18位

令和4年度

17位



★協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。
 ★事業所の皆さまは、日程調整と面談場所の提供にご協力ください。

⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

令和3年度

23位

令和4年度

13位



★ジェネリック医薬品への切り替えにご協力ください。

退職後の健康保険のお手続きは速やかに

会社を退職すると健康保険の切り替えが必要です。退職後の健康保険は「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険の被扶養者」の3種類から、保険料の額などを比較したうえで、退職者ご本人様がお手続きください。

協会けんぽの 任意継続

【手続き・お問い合わせ先】
お住まいの都道府県の
協会けんぽ支部

国民健康保険

【手続き・お問い合わせ先】
お住まいの市町村の
国民健康保険担当課

ご家族の健康保険 (被扶養者)

【手続き・お問い合わせ先】
ご家族のお勤め先

協会けんぽの任意継続の加入について

加入期間 最長で2年間加入
(退職日の翌日から加入)

加入条件

- 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること
- 退職日の翌日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること(必着)

保 険 料

退職時の標準報酬月額

事業主の届出によって登録された
給与の月額上限は30万円
(改定の場合あり)



お住まいの都道府県別 健康保険料率

40～64歳の方は
介護保険料率が上乗せ



任意継続の保険料

全額自己負担※
※資格取得日の属する月から保険料が
かかります。(1か月分)

申 出 書

申出書は
こちらから



例年4月は協会けんぽの窓口が大変混雑しますので、
郵送でのお手続きにご協力ください。

※再び就職した場合等には、任意継続の資格を喪失する(やめる)手続きが必要です。



事業主様・ご担当者様ご協力ください!

従業員の方が退職する場合やご家族の方が被扶養者でなくなる場合、保険証を速やかに回収し、資格喪失届・被扶養者異動届に添付して日本年金機構岡山広域事務センターへ提出ください。
(保険証を回収できない場合、健康保険証被保険者回収不能届を添付してください。)

電子申請の場合でも到達番号を添付してすみやかに保険証をご返却ください



「任意継続」についてのお問い合わせはこちら ▶ 業務グループ TEL 0857-25-0052

2024年12月2日に保険証は廃止されます 今から使おう! マイナ保険証

マイナンバーカードで受診するメリット

安心》》 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利》》 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。
厚生労働省HP 【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



最新の情報を知るなら
協会けんぽのメールマガジン

ご登録はこちらから▶



申請書の提出など
お手続きはすべて郵送で!

協会けんぽ 鳥取

検索

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階



全国健康保険協会 鳥取支部
協会けんぽ

TEL: 0857-25-0050(代表)